

教育相談ガイド

高知県立高知北高等学校
定時制昼間部 生徒サポート部

～こんなことで困っていませんか？～

運動や学習面で

- 授業中に教室から出ていってしまう
- 文字を書くことや読むことが難しい
- 締切日までにレポートが提出できない

日常生活で

- 落ち着きがない、集中力がない
- わざとではないのにルールや約束事が守れない
- 支度や片付けが苦手
- 人混み、大きな音、光などの刺激が苦手
- 急な予定変更があると、パニックになる



周囲の人と

- 一方的に話すことが多い
- あまり人と関わらず、一人でいることが多い

…など



一人で悩まないでください。

お子さんのこのような行動は、育て方のせいではありません。お子さんのせいでもありません。この冊子は、高知北高校またはその他の相談機関等のサポートについてご紹介します。不安なことや疑問に思ったことなどがありましたら、ホーム主任や生徒サポート部までぜひご相談ください。

～保護者からの相談も受け付けています～

卒業後が
心配

子育てが
不安

福祉制度に
ついて知り
たい

学校に行けない
ので困っている

子どもの様子を
知りたい



1 保護者同士の交流の場

井戸端談義

「保護者が自由に集い、日ごろ、子育てで悩んでいることなどを相談・交流できる場がほしい。」という保護者の方々からの要望で始まりました。ぜひ、ご参加ください。

[今年度の予定] *中止の場合は、北高校ホームページでお知らせいたします。

5月13日(金) 19時～20時30分

7月1日(金) 19時～20時30分

9月4日(日) 13時30分～15時30分

11月18日(金) 19時～20時30分

1月15日(日) 13時30分～15時30分

[場 所] 南舎1階小会議室(南)

[参加申し込み・お問い合わせ先]

088(832)2182

(生徒サポート部・曾我部)



2 学習面に関して (ホーム主任までご相談ください。)

学生支援員 (高知大大学生)

高知大学の大学生・大学院生が、授業や放課後等に支援を行います。

(苦手な科目の基礎的な学習やレポートの手助けなど)

通級による指導 (教科名：自立活動 科目名：未来を拓く)

通常の授業は他の生徒と授業を受け、学习上または生活上の困難など特性に応じて、放課後の時間に特別の指導を行います。

例えば、「自分に合った学び方を知る」、「上手なコミュニケーションを身につける」、「スケジュール管理や持ち物の整理の方法を学ぶ」などの内容です。

3 専門家による相談 (生徒、保護者の面談ができます。)

*予約制です。事前にご連絡ください。

面接時間は50分／1回

場所 : カウンセラー室、小会議室等

連絡先 : 088(832)2182

(生徒サポート部)

スクールカウンセラー (SC)

[今年度の予定]

週2回 水曜日・木曜日 10時30分～18時15分

月1回 日曜日 9時～16時45分

心理に関する専門の先生です。

お子様の様子等気になることがありましたら相談してください。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

水曜日 17時～21時

木曜日 13時～19時

学校での様々な困りごとについて相談することができます。学校に行けない、経済的なことや障害に関すること、学校以外の様々な専門機関（医療や福祉など）が役に立ちそうな場合は必要な手続きをお手伝いします。

性格や感覚、こだわりや好み、身体的特徴などお子さんにあったサポートが必要です。

成長の仕方は一人一人異なります。それぞれのお子さんの特徴を踏まえ、本人にあった接し方や、環境を整えることで、お子さんの困りごとを減らすことができます。

様々な専門相談から情報を得ることで本人に合ったサポートを見つけていきます。

*予約制です。事前にご連絡ください。

面接時間をご相談ください

場所 : 進路室等

連絡先 : 088(832)2182

高知北高校 進路指導部

就職アドバイザー

[今年度の予定]

毎週月、火曜日

9時～17時

「自分に合った企業や業種が分からない」「希望する企業に就職したい」など、就職活動を手助けしてくれます。

若者サポートステーション 相談支援員

[今年度の予定] 13時30分～16時

5月25日（水） 6月23日（木）

7月12日（火） 8月26日（金）

9月16日（金） 10月20日（木）

11月18日（金） 12月15日（木）

1月20日（金） 2月2日（木）

「就職したいので相談したい」「サポステのセミナーに参加してみたい」など進路に向けた活動や、「卒業後も継続して相談したいので在学中に話をしておきたい」などの進路に向けた相談ができます。



4 参考資料

(1) 引継ぎに関する書類について

発達障害等のある生徒に対して今までに行われてきた指導・支援を確実に実施し、進路先に引き継いで、卒業後の円滑な移行につなげるためのものです。

例えば、以下のようなものがあり、在学中から作成することができます。

[個別の支援計画]

教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童生徒の望ましい成長を促すために作成されるものです。

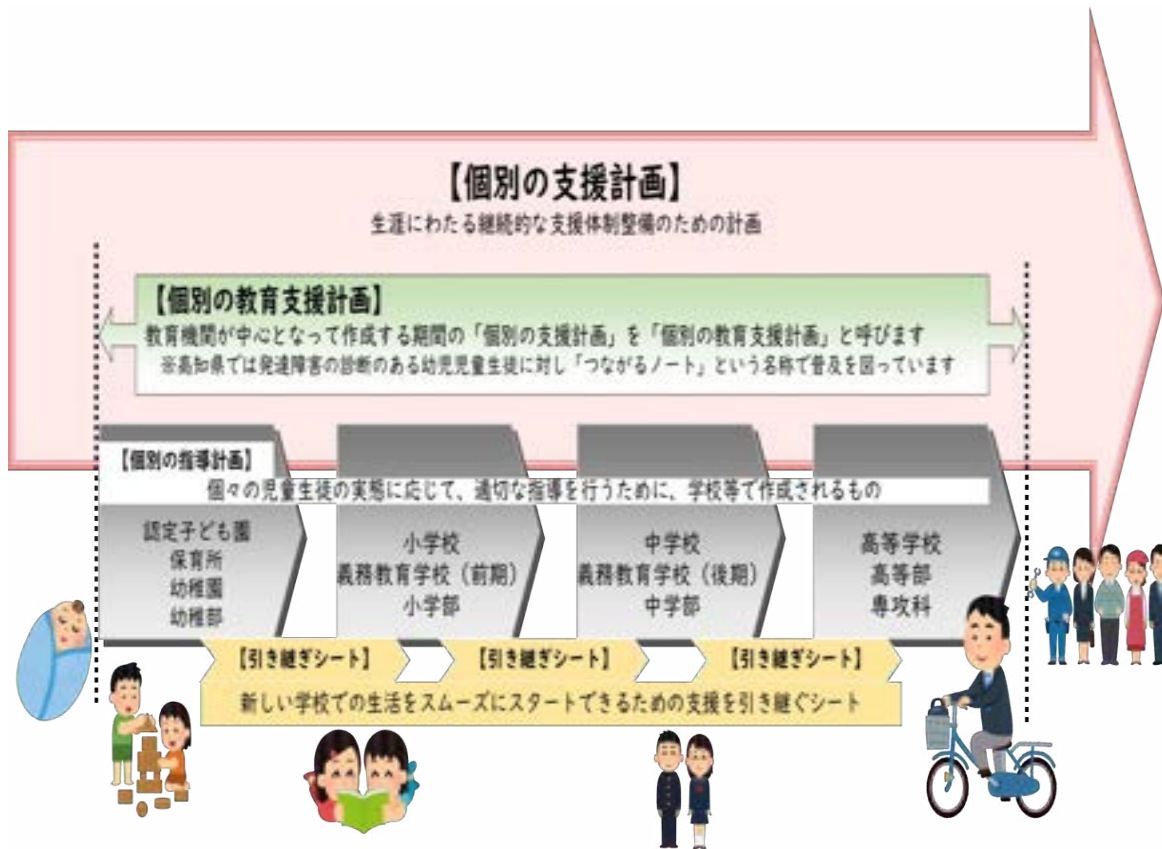
[個別の教育支援計画]

家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために教育機関が中心となって作成するものです。

[個別の指導計画]

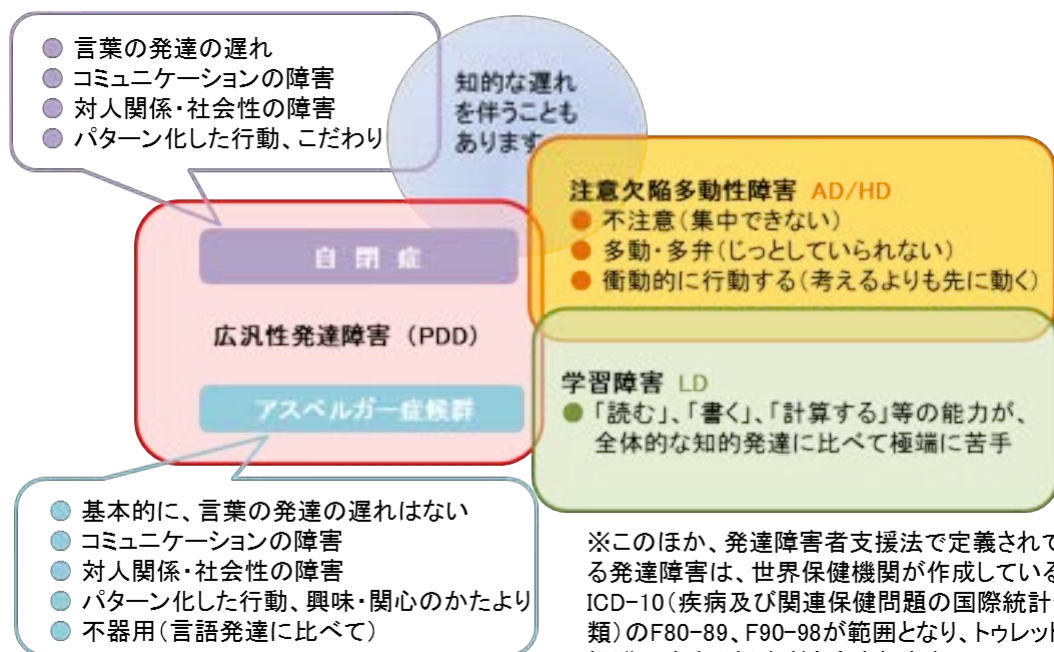
一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校等における教育課程や指導計画等を踏まえて、より具体的に一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容や方法等を盛り込んだ計画です。生活面や学習面の課題や手立てを明確にし、実践をして、評価し、改善します。





(2) 発達障害について

発達障害とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。



(図：厚生労働省HPより)

(3) 障害者手帳について 高知市HPより

身体障害者手帳

肢体不自由、視覚、聴覚または平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓、免疫機能に一定以上の永続する障害のある方にその程度により1級から6級までの区分で身体障害者手帳を交付しています。手帳を交付された方は、障害者にかかる福祉制度がご利用いただけます。

[申請場所]

高知市役所障がい福祉課
障害者福祉センター
東部健康福祉センター
南部健康福祉センター
春野あじさい会館

[申請に必要なもの]

身体障害者手帳交付申請書
指定医の作成した所定様式の診断書
写真2枚
マイナンバーを確認できる書類
身元確認書類
身体障害者手帳申請時確認票

*申請手続き後、概ね1ヶ月で手帳が交付されます。診断書の内容によっては、1ヶ月以上かかる場合があります。

療育手帳

知的の面で発達に障がいのある方に交付されるもので、これらの方々に対して、一貫した指導や相談を受けたり、各種の福祉サービスを受けやすくするためのものです。高知県中央児童相談所において知的障害があると判断された方に、県知事が交付するものです。障害程度により、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に分けられます。

[申請窓口]

高知市役所障がい福祉課

[新規申請に必要なもの]

写真
認印
記録相談表

*申請していただいた後、高知県中央児童相談所で判定を受けていただきます。申請から交付までには5ヶ月程度かかります。

[確認判定]

療育手帳の交付後、定められた障害程度の確認の時期に再判定を受けていただく必要があります。（次の判定年月は療育手帳に記載されております。）

*申請に必要なもの

写真、認印、療育手帳

精神障害者保健福祉手帳

[目的]

一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた人に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立、社会参加の促進を図ることを目的とします。

[対象者]

発達障害（ADHD、LD、ASD）、統合失調症などです。

精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方。手帳には障害の等級があり、障害の程度に応じて1級から3級となっています。障害等級の判定は、精神疾患の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に行われます。手帳の1，2級障害年金の1，2級と同程度、3級は障害年金の等級より広い範囲で定められています。

[申請場所]

高知市保健所健康増進課精神・難病担当

（高知市丸の内1丁目7番45号 総合あんしんセンター1階）

[申請に必要なもの]

申請書

診断書（初診日から6ヶ月以上経過した時点の診断書）

写真2枚

マイナンバーの確認ができるものと身元確認ができるもの

*申請してから交付まで、通常3ヶ月程度かかります。

*代理人の場合は別途必要なものがあります。

手帳には2年間の有効期限があります。更新手続きが必要です。

更新手続きは、期限が切れる3ヶ月前より申請可能です。



各種手帳の取得により…

福祉サービスを受ける際の手続きがスムーズになったり、障害者雇用枠での一般就労が可能になり、支援を受けながら就労することができるようになります。

(4) 就労に関する福祉サービスについて

就労移行支援

～一般企業への就職と職場定着をサポート～

一般企業への就職を目指す障害のある人を対象に、就職に必要な知識やスキル向上のためのサポートを行います。

就労継続支援

～働く場を提供する～

一般企業への就職が困難な人へ働く機会を提供するサービスです。就労継続支援には、対象者や支援内容により就労継続支援A型（雇成型）と就労継続支援B型（非雇成型）の2つの枠組みがあります。

(5) 関連情報が入手できるHPについて

○発達障害情報・支援センター
（国立障害者
リハビリテーションセンター）

☞URL：

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

- ・日常生活において発達障害に気づくための基本的な情報
- ・発達障害の方の特性に応じた生活場面での対応
- ・発達障害の特性やよくある誤解など
- ・発達障害のある方が活用できる支援情報 等

○発達障害教育推進センター
（(独) 国立特別支援教育総合研究所）

☞URL：

http://icedd_new.nise.go.jp/

- ・教材・支援機器
- ・発達障害のある子供の特性や教育に関する研究
- ・発達障害に関する国の最新の施策や法令等 等

○高知県 子ども・福祉政策部
障害福祉課

☞URL：

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060301>

- ・高知県の福祉に関する資料
「障害福祉のしおり」 等

○高知県教育委員会事務局
特別支援教育課

☞URL：

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311001>

- ・高知県の個別の教育支援計画、
個別の指導計画様式例
- ・高知県の障害のある幼児児童生徒に
ついてのデータ 等